

Ⅲ 事務処理編

6 初期消火器具

(1) 初期消火器具の取扱訓練

これまでに、消防局の補助事業を活用した自治会・町内会を対象に訓練実施の働きかけを実施します。

ア 実施手法

(ア) 横浜市民防災センターで実施する防火・防災体験会への参加の呼びかけ

地震や風水害の怖さを身近に感じていただくとともに、災害時の適切な行動や、火災が起こった際の初期消火として大変有効である初期消火器具の取り扱いについて、学んでいただく防火・防災体験会（予防課主催で実施）

※ 実施概要は通知を参照してください。

(イ) 消防署主催による合同訓練会又は取扱指導会

(ウ) 自治会・町内会単位での訓練の実施

イ その他

やむを得ず訓練実施が困難な自治会・町内会に対しては、初期消火器具の取扱動画の視聴など、訓練の代替えとなる取り組みを進めてください。

【参考】動画について（参考リンク：[初期消火器具](#)）

ホームページ掲載動画「初期消火器具の使用方法」

トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>消防>地域の防災>初期消火器具（DVDは各署に配布済み）



Ⅲ 事務処理編

ウ 報告

(ア) 報告期限

四半期報告(翌月の10日までに報告をお願いします。) ※必要に応じて、依頼することがあります。

(イ) 報告方法

AINETから報告をお願い致します。

(ウ) 報告様式(初期消火器具取扱訓練実施結果報告書及び補助を受けた自治会町内会の初期消火器具取扱訓練実施結果報告書について)

AINETに掲載している様式から報告をお願いします。

エ 傷害保険の加入について

初期消火器具の取扱訓練会の参加者に負傷事故が発生した際、一定の要件を満たしている場合に保険金が支払われます(予防課で一括して加入)。

(ア) 保険期間

年度単位で契約します。

(イ) 被保険者

消防局又は消防団が実施する初期消火器具等の取扱訓練会実施場所で、説明会が開始されてから終了するまでの時間の参加者

※ 事故が発生した場合であっても、状況によっては保険適用がなされない場合がありますので、その場で保険適用の可否はお伝えしないようお願いします。事故発生時には、事故報告書を提出して頂いたうえで、消防局予防課と契約した保険会社で保険適用の可否を調整します。

(ウ) 保険適用となる初期消火器具の取扱訓練会(消火体験訓練を実施しないものは除く。)

- ・ 消防局が主催する「初期消火器具の取扱訓練会」
- ・ 自治会町内会から依頼をうけ消防職員又は消防団員が指導する初期消火器具の設置普及を目的とした「初期消火器具の取扱訓練会」
- ・ イベント等における「初期消火器具の取扱訓練会」

Ⅲ 事務処理編

(イ) 保険の種類等

α 保険の種類

普通傷害保険

β 保険金額(1名あたり)

死亡・後遺障害 500万円

入院日額 3,000円

通院日額 2,000円

(オ) 保険金請求手続き等

消防局予防課が窓口となり当該事業ごとに調整しますが、詳細については保険申請者が保険会社と直接調整することとなります。

(カ) 事故発生時の報告

事故が発生した場合、事故等の概要を速やかに予防部予防課まで連絡するとともに、別添「事故発生状況報告書」で発生日から3日以内に予防課長あて報告をお願いします。

Ⅲ 事務処理編

(2) 初期消火器具設置補助事業

ア 概要

自治会町内会が初期消火器具を設置・更新(器材全て又は一部)する費用に対し、補助金を交付します。

※ 詳細については[初期消火器具補助事業補助金交付の手引き](#)を参照してください。

イ 補助対象団体

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象です。

- ・ 地域に消火栓がある。
- ・ 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- ・ 取扱いに関する訓練等を定期的実施できる。

ウ 補助対象となる器材

補助対象となる初期消火器具は、初期消火箱、スタンドパイプ式初期消火器具及びこれらを構成する器材です。

エ 補助金額

(ア) 初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合

初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。

(イ) 初期消火器具の一部更新設置の場合

初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

オ スケジュール

4月:市連会にて初期消火器具補助事業について案内(予防課対応)

4月:区連会にて初期消火器具補助事業について案内(消防署対応)

4月~9月:補助金申請の受付

10月頃:交付決定通知書交付

11月頃~3月末:交付決定を受けた自治会町内会は初期消火器具を設置→補助金交付

Ⅲ 事務処理編

カ 受付要領

初期消火器具補助金交付の手引きを参考にしてください。

(3) 参考資料(通知、様式、案内文 等) ※教材等は【実践編】プログラム-初期消火器具に記載しています。

資料名	保存場所
初期消火器具関係通知(訓練、保険、防火・防災体験会など)	AINET>予防のトビラ>初期消火器具
消防署主催による合同訓練会事例	
初期消火器具取扱訓練実施結果報告書	
初期消火器具補助事業補助金交付の手引き	
初期消火器具の道路占用ガイド(市職員内部用)	
道路使用許可について	
補助を受けた自治会町内会の初期消火器具取扱訓練実施結果報告書	

Ⅲ 事務処理編

【報告要領】

① AINETから予防のトビラを選択する。



② 各種報告関係の「報告」をクリックする。



③ 報告ボタンをクリックする。



Ⅲ 事務処理編

【報告要領】

④ 所属名、報告物の種類、報告対象期間をタブから選択し、報告様式をドラッグ&ドロップする。

- ①所属名: 報告する消防署を選択
- ②報告物の種類: 子どもの防火・防災普及啓発事業実績管理簿
高齢者安全対策事業
住宅用火災警報器設置・点検促進報告書
よこはま防災e-パーク活用・広報実施結果報告書
補助を受けた自治会町内会の初期消火器具取扱実施結果報告書
初期消火器具整備状況記録表
地域訓練記録台帳
- ③報告対象期間: 第一四半期、第二四半期、第三四半期、第四四半期、年
- ④報告する様式をドラッグ&ドロップ
- ⑤保存して表示するをクリックする。

Ⅲ 事務処理編

【報告要領】

- ⑤ 「保存して表示する」をクリックすると、一覧に表示され、報告が完了します。
※報告者しか削除ができません。

報告

下記から各事業の報告をお願い致します。

報告

一覧表示 個別表示 検索 エントリを追加する エクスポート テンプレート フィールド プリセット

1ページあたりのエントリ数 10 検索 並び替え 追加日時 昇順 高度な検索 設定を保存して検索する

	所属名	報告物の種類	報告対象期間	報告様式	
🔍 ⚙️	鶴見消防署	子どもの防火・防災普及啓発事業実績管理簿	第一四半期	📄 子どもの防火・防災普及啓発事業実績管理簿.xlsx	予防課 小松 享平 2024年 03月 26日(火曜日) 14:52 追加 2024年 03月 26日(火曜日) 14:52 修正

すべてを選択する すべての選択を解除する 選択したものを削除する